

宮崎市選挙啓発促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市民の投票行動を促進し、投票率の向上につなげるため、明るい選挙啓発活動を実施する学生団体や企業・団体に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付については、宮崎市補助金交付規則（昭和50年規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学生団体 市内に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に規定する大学、同法第108条第2項に規定する短期大学及び同法第124条に規定する専修学校(修業年限2年以上の専門課程に限る。)に在籍する者により構成される団体
- (2) 企業・団体 「宮崎市選挙啓発サポート企業」に登録のある企業及び団体
(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、本市内で選挙啓発活動を行う学生団体及び企業・団体（以下「活動団体」という。）であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市税に未納がないこと（納税義務のない活動団体を除く）
- (2) 事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと
- (3) 補助対象事業の実施期間内に、特定の個人又は団体の政治活動に関与しないこと
- (4) その他補助が適当でないと市長が認める者でないこと
(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、活動団体が行う活動のうち、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 有権者が各種選挙に関心を持ち、その投票参加を促す事業であること
- (2) 本市内で実施され、交付申請を行う年度内に完了する事業であること
- (3) その他市長が必要であると認める事業であること

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、交付対象事業とならない。

- (1) 選挙の公正を害するおそれのあるもの
- (2) 特定の個人又は団体の政治活動を伴うもの
- (3) 営利を目的とするもの
- (4) 類似するほかの補助金等を受けているもの
- (5) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるもの

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費は、この要綱による補助金の交付を受けようとする事業に要する経費のうち別表に定めるもので、第8条の交付決定を受けた日以降、事業計画書に記載のある事業期間内に支出されるものとする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の交付額は、予算の範囲内において市長が必要かつ適当と認める額とし、1事業当たりの上限額は10万円とする。

(交付の申請)

第7条 補助対象者は、補助金の交付を申請しようとするときは、規則第3条に定める書類を提出しなければならない。

2 規則第3条の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 事業計画書(別記様式第1号)

(2) 収支予算書(別記様式第2号)

(3) 納税義務のある活動団体にあつては、第3条第1号に該当することを証する書類又はこれに類するもの(原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可)

(4) 第2条第2号に掲げる誓約書兼同意書(別記様式第3号)

(5) その他市長が必要と認める書類

3 各事業主体において当該補助金に係る仕入に係る消費税相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入に係る消費税相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

(交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、補助金交付の適否、補助金の額及び補助金の交付にあたって付すべき条件について決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、規則第5条の規定による補助金等交付決定書により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第9条 市長は、事業の円滑な遂行のために必要があると認めた場合は、交付決定額の範囲内において、補助金を概算払いすることができる。

(事業計画変更の承認等)

第10条 第8条の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者(以下「補助決定者」という。)は、当該事業計画を変更しようとするときは、規則第7条の規定による補助事業計画変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、実施内容の変更を除く軽微なものについては、この限りでない。

2 市長は、前項の申請書の提出があつたときは、第7条の規定を準用する。

(実績報告)

第11条 補助決定者は、補助対象事業が完了したときは、規則第11条の規定により次の書類を添えて実績報告書を提出しなければならない。

(1) 事業実施報告書(別記様式第4号)

(2) 収支決算書(別記様式第5号)

(3) 補助事業に要した経費を証する書類

(4) その他市長が必要と認める書類

- 2 第7条第3項ただし書の規定により仕入に係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の規定による実績報告をする場合において、(第7条第3項ただし書に規定する事業主体に係る部分において) 当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第7条第3項ただし書の規定により仕入に係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額をした各事業主体にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに報告し、市長の返還命令を受けて仕入に係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

(補助金の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、その内容を精査し、必要に応じ、実地調査等によってその成果が補助金の交付内容又は付した条件に適合すると認めるときは、補助決定者に対し、規則第12条の規定による補助金交付確定通知書により通知するものとする。

(補助金の精算)

第13条 補助決定者は、第9条の規定による概算払いを受けた補助金について、前条の規定に基づき補助金を精算するものとし、当該概算払いを受けた額が確定額を上回った場合は、その差額を市長に返還しなければならない。

(情報管理及び秘密保持)

第14条 補助決定者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち第三者の秘密情報(事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。)については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 補助対象者は、補助事業の一部を第三者(以下「履行補助者」という。)に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助決定者による違反行為とみなす。
- 3 本条の規定は補助事業の完了後(廃止の承認を受けた場合を含む。)も有効とする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	項目	備考
報償費	講師謝金	講師に対する謝礼に限る
旅費	費用弁償 普通旅費	講師の交通費及び宿泊費、 構成員の視察に伴う交通費及び宿泊費に限る
需用費	消耗品費	選挙啓発活動に伴う物品購入に係る経費に限る
	印刷製本費	選挙啓発活動に伴う印刷物作成に係る経費に限る
	食糧費	研修会等の参加者に対する飲料に係る経費に限る
役務費	通信運搬費	イベント開催周知等に関する郵便等の通信運搬に係る 経費に限る
使用料及び賃借料		会場使用料、物品の賃借料に限る
その他		市長が特に認めるもの